

情報共有システム試行要領（令和3年4月 富山県土木部）

1. 目的

この要領は、富山県土木部の工事における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「工事書類の処理の迅速化」等の推進を図るために利用する情報供用システムの試行について必要な事項を定める。

2. 情報共有システムの定義

受発注者間においてインターネット上で共有スペースを設け、工事に関する施工情報や関係書類などの情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

3. 対象工事

対象工事は、工事費 40 百万円以上の工事で、特記仕様書（参照：9. 特記仕様書への明示例）に「情報共有システム試行工事」と明示したもの。

ただし、これ以外であっても、受注者からの希望があれば対象工事とすることとし、原則、実施するものとする。

4. 使用システム

使用する情報共有システムは、国土交通省が機能要件を定めるもの（※1）を標準とする。なお、使用するシステムの決定については、受発注者協議により決定するものとする

※1 国土交通省HP http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouuu_rev20/ 参照

5. 対象書類及び実施内容等

情報共有システムで対象とする書類及び実施内容については、契約後、別紙1「情報共有システム試行事前協議チェックシート」により受発注者間で協議を行い決定するものとするが、原則、受注者の希望する内容にて実施するものとする。

なお、対象工事であっても、工事契約後、やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から外すことができるものとする。

6. システム利用に係る経費

情報共有システムの利用に係る経費（登録料、使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれるものとする。

7. 電子納品、検査、成果品

電子納品・検査・成果品については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）〔土木工事編〕に基づき、実施するものとする。

8. システム利用に関するアンケート

受発注者は、工事完成検査までに、別紙2 情報共有システム試行のアンケートを提出する。

9. 特記仕様書への明示例

発注者は、情報共有システム試行工事の対象とする場合、特記仕様書に次のとおり明示する。

第〇〇条 情報共有システム試行工事

- 1 この工事は、情報共有システム試行の対象工事である。
- 2 試行工事の実施にあたっては、情報共有システム試行要領（令和3年4月 富山県土木部）に基づくものとする。この試行要領は、富山県のホームページの『情報共有システムについてのお知らせ』から入手できる。
(<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00020236.html>)
- 3 工事契約後、受発注者間の協議により対象書類等を決定する。
- 4 受注者は試行の効果を検証するためのアンケート調査に協力するものとする。
- 5 やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から外すことができるものとする。

10. その他

本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成31年4月1日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日以降に作成する設計書より適用する。